

協議第 2 号

議会議員の定数及び任期の取り扱いについて

議会議員の定数及び任期の取り扱いについて提案する。

平成 16 年 8 月 11 日

風連町・名寄市合併協議会  
会 長 島 多 慶 志

合併特例法に定める協議項目	B - 2	議会議員の定数及び任期の取り扱いについて
<p>1 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 19 年 4 月 30 日まで引き続き新市の議員として在任する。</p> <p>2 新市の議会の議員の定数は 26 人とする。</p> <p>3 合併後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第 15 条第 6 項及び公職選挙法施行令第 9 条の規定を適用し、合併前の市町ごとに選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき議員の数は、風連町 8 人、名寄市 18 人とする。</p>		

平成 16 年 8 月 11 日 確認